

## 現代における福祉思想の可能性

現代における福祉思想の可能性を事あらためて問うのは、既存の「福祉」や「福祉思想」と呼ばれているものが、本質的には救貧法的発想からさほどは抜け出てない問題点を数多く抱えており、それらは福祉 Welfare の名に値する代物ではないかもしれない、という疑義があるからである。それは近年の格差社会を前提にした「社会保障」の在り方——昨今の所得控除額削減と取引になりかねない子ども手当や、抜け穴だらけの非正規雇用規制法制などを含む——、とりわけ「自立」を強調し、結果的に多くの弱者を更に酷い目に遇わせる法制度等々に拠るものだけではない。更には、法を市民法に限定し、「福祉」や「社会保障」の基盤たる社会法を本来の法から放逐する動きや、昨今はやりの公共性論や新たな市民社会論などが、「福祉」を真剣には扱ってないことなどに対する疑義もある。

もちろん、「福祉」現場などでの懸命な努力や様々な困難の解決に向けての地道な「福祉」運動は重要であり、これら現場などでの目立たないが着実な営みは——実際にも、公的介護保険の一定の改善や、障害者自立支援法の廃止への動きを決定づけたが——、新たな福祉思想の構築にも生かされねばならない。加えて、現場の「福祉」の困難の多くはこれまでの新自由主義政策がもたらすものであるから、新たな福祉思想を構想し構築するためには、新自由主義を克服するための思想的営為が不可欠となる。そしてこれらを考えるとき、現在「福祉」と称されること自体を、「福祉」の原義たる福祉 Welfare、つまりは〈well（善く）+fare（やっていく）こと＝善き生活〉という普遍的な意味に立ちかえって、新たに問い直すことも必要だと思われる。

もっとも福祉の本来的な再考という大課題に立ち向かうには、身近な、その意味では小さな論点から世界大の課題に至るまで、考えなくてはならないことは多い。些細なことかもしれないが例えば、現行の障害者自立支援法には、既存のものに限定された「福祉」という言葉自体でさえ、数カ所しか登場せず「福祉」が介護・介助・援助等々の狭いものへと換骨奪胎されている。あらためて福祉労働、「ソーシャルワーク」とは何かを問わざるを得ない。他方少し大きいことと言えば、日本の「福祉」や「社会保障」の予算が、先進国では最低水準に近いという問題もあるが、より深刻な大問題は、現在の世界的貧困と世界的格差拡大の問題である。例えば既存の「福祉」でさえ、それらを享受できるのは世界の60数億人の内、せいぜい10億人程度でしかない。これらを見捨て「先進国日本の福祉」のみの向上を目指したとしても、ブーメラン効果もあり、「先進国」内でも福祉を裏切る現在の格差構造を温存・強化してしまうだけである。そもそも“他民族を不自由にする民族は自由になれない”のであり、このことも新たな福祉思想を構築するにはきちんと位置づけられねばならない。そのためには何が必要か？ これらを考える際にはまた、経済的進歩や生産力の向上自体の統制の存否により、同じ資本主義でもその展開速度に違いがあ

り、そうした相違がもたらす社会全体の福祉 **welfare** の違いも捉えねばならない。

以下では順不動になるが、もう少し論点を挙げておきたい。

(1) 例えば資本主義市場化の端緒となった 1795 年の英国スピーナムランド法は、労働市場の全国展開——教区農奴制など労働者の移動の自由の制限の撤廃——やこれによる生活の保障からの「自由」と、救済額は少額とはいえ労働者の賃金への国家的扶助による「生存権」保障とを、矛盾的に同時に設定した。このことは、資本主義の本質自体が当初から、ある種の「社会保障」や「福祉」と一体だったことを示している。またこのスピーナムランドの経験は、税による雇用者への賃金補助を通じた被雇用者の所得確保の目論みが、被雇用者への実際の給付額の、時に 30%に及ぶ減少や労働生産性自体の低下を導いたという事実を教えている。更には現代のベーシックインカムなども含む労働を脇においた所得保障は労働インセンティブの低下に至り、差し当たりの貧困の税による解消が貧困を誘うことにより、社会保障全般の財源難に至る、といった疑義もある。

(2) 新たな福祉・福祉思想を求める際にも、これら歴史的事実に真摯に応答する必要があるはずだろう。当然ながら、上記に対しては、生存権や労働権からなる社会権自身の真の確立があれば先の疑義などは払拭できる、とする議論はありえよう。だがそもそも、社会権の真の確立とは、どんなことであり、これが「福祉」後退の現時点ではどのようになっているのか？ また、労働運動と「福祉」との結合という課題からも、新たな福祉思想が構想される必要があるだろう。またこれと関わって、日本版「ワークフェア」や「社会契約論」的発想が持ち出されているが、前者は言うまでもないが、後者の発想も生存権や社会権を深めていくことに貢献するものではないのではないかと思われる。

(3) 救貧法的「福祉」には当然あったことだが、そもそも既存の「福祉」の歴史は今に至るも優生思想にまみれたものであった。それは、サンガーどころか、ウェッブ夫妻、ベヴァリッジ等々の著名な「福祉」推進者の例を挙げるに留まらない。優生思想は、海野幸徳などの日本の「福祉」の先導者とされる人物達にも、また福沢諭吉等々の著名人達にも、更には出生前診断賞揚の現代的議論にも見られる。そうした優生思想との批判的対決は、新たな福祉思想を構想する際には必須である。

(4) 福祉労働で今日進められている中心的なモデルは、短期的な医療モデルに基づいた「ケア」(=キュア)であったり「ケア・マネージメント」であったりする。しかし、日々営まれている福祉労働には、そうした短期モデルでは解決できないものがほとんどだし、そこには、たんなる看護・治療だけに還元できない、人との精妙なコミュニケーションが働いている。例えば、重度の知的障がい者や認知症状を持つ人達と関わる福祉労働では絶妙な非言語的コミュニケーションを含む豊かな相互交流、介助・介護の過程自体で形成される相互の人的信頼関係の形成、障がい者や「痴呆」者の個人的主体性の確立の際にはたず介護者の関係の仕方や主導性等々がある。こうした日々の専門的な福祉労働の営みの中には、福祉を支える新たな思想が萌芽として存在している。この萌芽を「発見」するだけでなく、創造していくことは、短期医療モデルを克服するためにも必須の作業である

う。

(5) そもそも法制度的には、日本の「社会福祉」は、四つ（ないし五つ）に区分される「社会保障」——社会保険、公的扶助、公衆衛生、「社会福祉」（加えて戦争被害補償）——のたった一つを占めるにすぎず、それも本来は社会的安全に留まる「社会保障 social security」の下位区分に、善き生存という、社会的安全よりも遥かに名実共に広く豊かなことを意味する社会福祉が位置づけられてしまっているという問題もある。こうした法制度を放置したままでは、本来の真の福祉など、前途遼遠ではないだろうか？

以上のような点を踏まえつつ、現代における福祉思想の問題点と可能性を探る本シンポジウムでは、法学の分野から社会福祉全般にわたって、近代主義批判を含む斬新な提案をされている笹沼弘志氏を、また社会保障論の分野から、日本の生活保障全般の建て直しに向けて、社会福祉の国際比較も踏まえた革新的発言をされている北明美氏を、更には哲学の分野から、人間関係・人間存在自体の基底に立ち返った福祉を把握しつつ、福祉学部創設にも貢献されてきた藤谷秀氏を招き、この三人の方から、それぞれ問題を提起していただきながら会場からの活発な発言も頂いて、今後に資するシンポジウムとしたいと考えている。